

確定申告、住民税申告は正しくお早めに！

平成17年 2月16日(水) ～ 3月15日(火)

今年も所得税・住民税の申告 時期が近づいてきました。

平成十七年二月十六日(水)から
平成十六年分の所得税・住民税(村
県民税)・国民健康保険税の申告が
始まります。

確定申告は、昨年一年間の所得に
対する税金を精算するための大切な
手続きです。

役場では、左ページの「申告納税
相談日程表」のとおり、二月十七日
(木)から三月二日(水)までの間、
役場二階の会場に於きまして地区別
に納税相談を行います。

申告をしなければならぬ方は、
日程表の下に書いてある「申告に必
要なもの」を準備持参のうえ、会場
へお越しください。

もし申告されなかったり、必要な
事項が記入されていなかった場合は、
所得の証明や各種控除が受けられず
不利益となりますので必ず申告をし
てください。また、税務署の出張納

税相談はありませんので、出張相談
を利用されていた方は、自分で書い
て税務署に郵送されるか、役場に届
けていただきますと税務署へ提出致
します。



申告が必要な人

所得税

- 事業所得(商業・工業・農業・林業等からの所得)や不動産所得(地代、家賃)などがある方で、1年間の所得金額の合計額が、所得控除合計額を超える方
- 土地、建物などを譲渡した方
- 給与収入が年間2,000万円を超える方、給与以外の所得が20万円を超える方、給与を2ヶ所以上から受けている方。など

住民税(村県民税)

- 平成17年1月1日現在、西栗倉村に居住し、昨年中に所得のあった方。ただし、所得のない配偶者や未成年者など扶養されている方や、給与所得のみで農業など他の所得がなく年末調整を受けている方、税務署で申告を受ける方、所得税の確定申告を行う方は、申告の必要がありません。

申告すれば税金が
戻る場合があります

確定申告の義務のない方でも、次のような場合、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

◎マイホームを新築しそのための費用を公庫や民間から借り入れ現在返済している方(住宅取得控除を年末調整で行っていない方)

◎多額の医療費(所得金額の5%もしくは一〇万円以上、但し保険で補填された部分を除く)を支払った方

◎年の途中で退職し、再就職をしなかった方などで年末調整を受けていない方

税務署では、確定申告の
自書申告を推進しています。

申告書はできるだけ自分で書きましょう。わからない点があればお気軽にお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

津山税務署

電話(〇八六八)二二一三一四七

西栗倉村役場 住民税務課

電話 七九一二二二一代

平成16年度分所得税・住民税納税相談日程表

会場：役場2階会議室	
午前8時30分～午後4時	
日 ち	対 象 地 区
2月17日(木)	別 府
18日(金)	中土居
21日(月)	引 谷
22日(火)	下土居
23日(水)	知 社
24日(木)	影 石・筏 津
25日(金)	塩 谷
28日(月)	猪之部・谷 口
3月 1 日(火)	大 茅
2 日(水)	坂根・村営住宅 当日申告できなかった人
※お願い：混み合いますので、できるだけ決められた日にお越し下さい。	

【申告に必要なもの】

- ◆申告書が送付されている方は必ずその申告書
- ◆印鑑
- ◆給与所得者及び公的年金受給者は源泉徴収票
- ◆医療費控除を受けられる方は、支払った医療費の領収書・明細書と、健康保険・生命保険などで補てんされる金額の明細書
- ◆生命保険控除を受けられる方は、支払い保険料の証明書
- ◆損害保険料控除を受けられる方は、支払い保険料の証明書
- ◆住宅取得保険料控除を受けられる方は、登記簿謄本・請負（売買）契約書・住宅取得にかかる借入金の年末残高証明書・住民票の写しなど
- ◆山林所得・譲渡所得のある方は、売買契約書または、明細書
- ◆税金の口座振替及び還付を受けられる方は、振込先がわかるもの（預金通帳等）

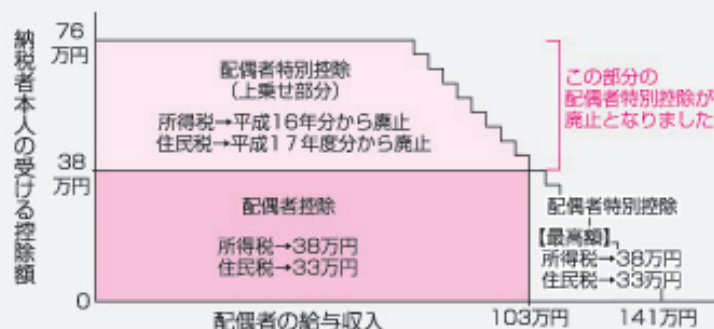
配偶者特別控除が変わりました

【平成16年度分から適用されます。】

配偶者特別控除のうち、配偶者控除に上乗せして適用されていた部分が廃止されました。

詳しくは

最寄りの税務署又は税務相談室まで



ホームページをご利用下さい

国税庁及び広島国税局では、インターネットを通じて確定申告に役立つ情報などの提供を行っております。

所得税や消費税の「確定申告書等を作成できるコーナー」などがありますので、是非ご利用下さい。

広島国税局・税務署

ホームページアドレス

国税庁 <http://www.nta.go.jp/>

広島国税局 <http://www.hiroshima.nta.go.jp/>

